

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都足立区入谷九丁目 2 1 番 1 9 号

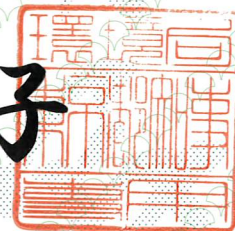
氏 名 株式会社首都圏環境美化センター
代表取締役 齊京 由勝

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 1 4 条第 1 項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 3 年 1 0 月 1 4 日

許可の有効年月日 令和 1 0 年 1 0 月 1 3 日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集・運搬（積替え保管を含む。）

(2) 産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、動植物性残さ、
金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

（以上 1 1 種類）

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類（積替え保管に係る限定は裏面のとおり）

汚泥、廃油、廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び
陶磁器くず

（以上 6 種類）

2 積替え保管施設

施設所在地

(1) 東京都足立区入谷九丁目 2 1 番 1 9 号

第 1 R C

(2) 東京都足立区入谷八丁目 1 番 2 1 号

第 6 R C

3 許可の条件

(1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として 8 時から 1 7 時までとすること。

(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬入は全て自ら行うこと。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」
及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 6 年 1 0 月 1 4 日 新規許可

令和 3 年 1 0 月 1 4 日 更新許可

令和 4 年 9 月 2 1 日 変更届

令和 4 年 1 0 月 2 0 日 変更届

令和 5 年 4 月 1 0 日 変更届

令和 5 年 1 1 月 1 7 日 変更届

令和 6 年 8 月 1 9 日 変更届

令和 7 年 4 月 1 4 日 変更届

第 5 回

積替え保管施設の一部（第 7 R C）廃止

積替え保管施設（第 1 R C）の保管容量の減少

積替え保管施設（第 5 R C）の保管容量の減少

積替え保管施設の一部（第 5 R C）廃止

積替え保管施設（第 6 R C）における積替え保管できる種類

の追加

積替え保管施設（第 1 R C）の保管場所の変更、保管容量の減少

、積替え保管できる水銀使用製品（有→無）

5 積替え許可の有無 無

6 規則第 9 条の 2 第 8 項の規定による許可証の提出の有無 有

（裏面あり）

産廃エキスパート

都認定番号：7-23-B0018SA



東京都

(裏面)

許可番号 第 1 3 - 1 0 - 0 2 3 8 5 9 号

2 積替え保管施設

(1) 東京都足立区入谷九丁目 2 1 番 1 9 号 第 1 R C

積替え保管面積: 1 5 0 7 . 0 0 m² 最大保管高さ: 1 . 7 m

産業廃棄物の種類	保管量	
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	コンテナ 1 台	8.0 m ³
	かご台車 12 台	13.3 m ³
	鉄箱 4 個	4.72 m ³
	鉄箱 3 個	3.36 m ³
廃油	180 缶 12 個	0.2 m ³
	合計保管量	29.5 m ³

(2) 東京都足立区入谷八丁目 1 番 2 1 号 第 6 R C

積替え保管面積: 5 2 2 . 0 0 m² 最大保管高さ: 2 . 0 0 m

産業廃棄物の種類	保管量	
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	コンテナ 1 個	8.0 m ³
	コンテナ 1 個	8.0 m ³
汚泥、金属くず（廃乾電池（水銀使用製品産業廃棄物を除く）に限る。）	ドラム缶 6 個	1.2 m ³
	プラスチック容器 1 2 個	0.6 m ³
	200 缶 8 個	0.16 m ³
	かご台車 2 台	2.2 m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（特定家庭用機器再商品化法対象物及びフロン回収破壊法対象物に限る。）	直置き	3.6 m ³
	合計保管量	23.76 m ³

(以下余白)